

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文 目次

○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）による一部改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）	1
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）	2
○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）	3
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）	4
○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）	10
○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）	11

○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等（令和三年法律第四十八号）による一部改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）（抄）

（容積率の特例）

第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされて、第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）

（住宅の構造耐力上主要な部分）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第一号の住宅の構造耐力上主要な部分として政令で定めるものは、住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

（住宅の雨水の浸入を防止する部分）

第二条 法第二条第三項第二号の住宅の雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものは、住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具とする。

（住宅の給水又は排水の設備）

第三条 法第二条第三項第三号の住宅の給水又は排水の設備で政令で定めるものは、住宅に設ける給水又は排水のための配管設備とする。

（都道府県知事が所管行政庁となる住宅）

第四条 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅とする。

2 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる住宅とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える住宅
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする住宅（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該許可に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該住宅を除く。）

○宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）（抄）

（広告の開始時期の制限）

第三十三条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をしてはならない。

（重要事項の説明等）

第三十五条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

一 （略）

二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に依じて政令で定めるものに関する事項の概要

三 第十四（略）

2 5 7 （略）

（契約締結等の時期の制限）

第三十六条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物につき、自ら当事者として、若しくは当事者を代理してその売買若しくは交換の契約を締結し、又はその売買若しくは交換の媒介をしてはならない。

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項及び第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書及び第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分
- 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第八条第一項の許可
- 四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び第三十五条第二項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分
- 五 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の許可
- 五の二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可
- 五の三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百六条第一項、第一百九十七条第一項及び第二百八十三条第一項の許可
- 五の四 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十二条第一項及び第三十一条第一項の許可、同法第六十三条第一項の認定並びに同法第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項並びに第七十六条第一項の規定に基づく条例の規定による処分
- 六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十六条第一項の許可
- 六の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項、第二十六条第一項及び第六十七条第一項の許可

- 六の三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第二十一条第一項の許可
- 六の四 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第七条第一項の許可
- 七 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）第三十二条第一項の承認
- 七の二 新都市基盤整備法（昭和三十七年法律第八十六号）第五十一条第一項の承認
- 八 旧公施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第九十九号）第十三条第一項（都市再開発法（昭和三十四年法律第三十八号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律百十号）第五十条第一項）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律百十号）第五十条第一項において準用する場合に限る。）の許可
- 九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十二年法律第九十八号）第二十五条第一項の承認
- 十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律百四十五号）第三十四条第一項の承認
- 十一 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和三十九年法律百十号）第五条第一項ただし書の許可及び同法第三十八条第一項の承認
- 十二 都市再開発法第七条の四第一項及び第六十六条第一項の許可
- 十三 港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第四号に係る同項の許可
- 十四 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可
- 十五 農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の許可
- 十六 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文及び第十二条第一項の許可
- 十六の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二百五条第一項の許可
- 十七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項の許可並びに同法第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づく条例の規定による処分
- 十八 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可
- 十八の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可
- 十九 海岸法（昭和三十一年法律百一号）第八条第一項の許可
- 十九の二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十三条第一項、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項の許可
- 二十 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条第一項（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分
- 二十一 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第十八条第一項及び第四十二条第一項の許可
- 二十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可
- 二十二の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項及び第十七条第一項の許可
- 二十三 森林法（昭和三十六年法律第二百四十九号）第十条の二第二項並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条に

において準用する場合を含む。)の許可

二十四 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第九十一条第一項の許可

二十五 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十八条の三第一項(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の許可

二十六 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十三条第一項及び第二百二十五条第一項の許可、同法第四十五条第一項及び第二百二十八条第一項の規定に基づく制限として行う処分並びに同法第四百四十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第四百四十二条第二項の規定に基づく条例の規定による処分

二十七 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十九条第一項ただし書(同法第五十五条の二第三項若しくは第五十六条の三第二項又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第一百七条第二項において準用する場合を含む。)の承認

二十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第五十一条の二十九第一項の許可

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の三第二項及び第四項(これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第五十八条の三第一項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三條の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第八項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、及び第六項、第六十条の二の二第一項から第三項まで及び第四項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十条の三第一項、第二項及び第三項(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条、第

- 六十七條第一項及び第三項から第七項まで、第六十八條第一項から第四項まで、第六十八條の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第十八條第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の九、第七十五條、第七十五條の二第五項、第七十六條の三第五項、第八十六條第一項から第四項まで、第八十六條の二第一項から第三項まで並びに第八十六條の八第一項及び第三項
- 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八條第一項
- 四 都市緑地法第八條第一項、第十四條第一項、第二十九條第一項、第三十五條第一項、第二項及び第四項、第三十六條、第三十九條第一項、第五十條、第五十一條第五項並びに第五十四條第四項
- 五 生産緑地法第八條第一項
- 五の二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五條第一項及び第二項（これらの規定を同法第五項において準用する場合を含む。）
- 五の三 景観法第十六條第一項及び第二項、第二十二條第一項、第三十一條第一項、第四十一條、第六十三條第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項、第七十五條第一項及び第二項、第七十六條第一項、第八十六條、第八十七條第五項並びに第九十條第四項
- 六 土地区画整理法第七十六條第一項、第九十九條第一項及び第三項、第一百條第二項並びに第一百七七條の二第一項及び第二項
- 六の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三條において準用する土地区画整理法第九十九條第一項及び第三項並びに第一百條第二項並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條第一項、第二十六條第一項及び第六十七條第一項
- 六の三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十一條第一項
- 六の四 被災市街地復興特別措置法第七條第一項
- 七 新住宅市街地開発法第三十一條及び第三十二條第一項
- 七の二 新都市基盤整備法第三十九條において準用する土地区画整理法第九十九條第一項及び第三項並びに第一百條第二項並びに新都市基盤整備法第五十條及び第五十一條第一項
- 八 旧公設施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十三條第一項（都市再開発法附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法第五十五條第一項において準用する場合に限る。）
- 九 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十五條第一項
- 十 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第三十四條第一項
- 十一 流通業務市街地の整備に関する法律第五條第一項、第三十七條第一項及び第三十八條第一項
- 十二 都市再開発法第七條の四第一項、第六十六條第一項及び第九十五條の二
- 十二の二 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四號）第十條第一項及び第二項
- 十二の三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三號）第六條第一項及び第二項
- 十二の四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三條第一項及び第二項、第九十七條第一項、第二百三十條、第二百八十三條第一項、第二百九十四條、第二百九十五條第五項並びに第二百九十八條第四項
- 十二の五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十號）第十五條第一項及び第二項並びに第三十三條第一

項及び第二項

- 十三 港湾法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項、第四十五条の六、第五十条の十三及び第五十条の二十四
- 十四 住宅地区改良法第九条第一項
- 十五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項及び第八条
- 十六 農地法第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項
- 十七 宅地造成等規制法第八条第一項及び第十二条第一項
- 十七の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第一百五十五条第一項
- 十七の三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条
- 十八 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）
- 十八の二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十三条
- 十八の三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三号）第十四条
- 十八の四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十三条
- 十八の五 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条の八第一項
- 十八の六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の九
- 十九 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）
- 十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条
- 二十 海岸法第八条第一項
- 二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第五十二条第一項、第五十八条、第六十八条、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項
- 二十一 砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）
- 二十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項
- 二十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項
- 二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第十条第一項及び第十七条第一項
- 二十四 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の六、第三十一条（同法第四十四条において準用する場合を含む。）並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）
- 二十四の二 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第七条第三項及び第三十七条第三項
- 二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の二十九の七、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項
- 二十五の二 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第十条

- 二十六 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十一条第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。）
- 二十七 土地収用法第二十八条の三第一項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
- 二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第二百二十五条第一項、第二百二十八条第一項、第四百三十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第二項
- 二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第三項又は自衛隊法第七百七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の三第一項
- 三十 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）
- 三十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項
- 三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十九第一項及び第三項
- 三十二 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第九条並びに第十二条第一項及び第三項
- 三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第九百九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項
- 三十三の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十八第一項及び第三項
- 三十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条、第四十七条第三項及び第五十条第四項（これらの規定を同法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）
- 三十五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の五（同法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）
- 三十六 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六十四条第四項及び第五項
- 三十七 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十八条第四項及び第五項
- 2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に関する法律第三十七条第一項、公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項及び第八条並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第五項の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。
- 3 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、建物の貸借の契約については、新住宅市街地開発法第三十二条第一項、新都市基盤整備法第五十一条第一項及び流通業務市街地の整備に関する法律第三十八条第一項の規定に基づく制限で、当該建物に係るものとする。

○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

（広告の規制）

第十八条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業に関する広告をしてはならない。

2・3（略）

（事業実施の時期に関する制限）

第十九条 不動産特定共同事業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前においては、当該工事に関し必要とされる都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分政令で定めるものがあつた後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について不動産特定共同事業を行つてはならない。

第五十条 小規模不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方に対し、当該不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を営む者が小規模不動産特定共同事業者であることその他主務省令で定める事項を告げなければならない。

2 第三章（第二十一条の二、第二十二条の二第二項及び第三項並びに第二十三条第二項及び第三項を除く。）並びに準用金融商品取引法第三十九条（第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十条の規定は、小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「自己が不動産特定共同事業契約の当事者となるか、若しくはその代理人となるか、又は不動産特定共同事業契約の締結の媒介を行うかの別及び当該不動産特定共同事業契約の第二条第三項各号に掲げる契約の種別」とあるのは「当該不動産特定共同事業契約の第二条第三項第一号又は第二号に掲げる契約の種別」と、第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「第四十一条第一項の登録又は第四十六条第一項の二第一項及び第二十三条第一項中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「第二条第三項第一号又は第二号」と、第二十六条の三中「第三号事業」とあるのは「小規模第一項第一号中「第二条第三項各号」とあるのは「第二条第三項第一号又は第二号」と、第二十六条の三中「第三号事業」とあるのは「小規模第一項第二号事業」と、第二十九条中「第三号事業を行う者にあつては」とあるのは「小規模第二号事業を行う者にあつては」と、第三十条第一項中「第一号事業を行う者」とあるのは「第二条第六項第一号に掲げる行為に係る事業を行う者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）

（広告の規制等に係る許可等の処分）

第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十五条の二第二項本文、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項及び第五十八条の三第一項の規定に基づく条例の規定による処分
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書、第十四項ただし書、第十五項ただし書、第十四項、第五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、第五十三条の二第二項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の二の二第三項ただし書、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条第三項第二号、第六十八号第一項第二号及び第三項第二号、第六十八号の三第四項、第六十八号の五の三第二項、第六十八号の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定、同法第五十七条の二第三項の規定による指定並びに同法第三十九条第二項、第四十条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分
- 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第八条第一項の許可
- 四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び第三十五条第二項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分
- 五 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の許可
- 六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可
- 六の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百六条第一項、第一百九十七条第一項及び第二百八十三条第一項の許可
- 六の三 景観法（平成十六年法律第百十号）第二十二条第一項及び第三十一条第一項の許可、同法第六十三条第一項の認定並びに同法第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項並びに第七十六条第一項の規定に基づく条例の規定による処分
- 七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十六条第一項の許可
- 八 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項、第二十六条第一項及び

第六十七条第一項の許可

- 九 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第二十一条第一項の許可
- 九の二 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第七条第一項の許可
- 十 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三十四号）第三十二条第一項の承認
- 十一 新都市基盤整備法（昭和三十七年法律第八十六号）第五十一条第一項の承認
- 十二 旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第九十九号）第十三条第一項（都市再開発法（昭和三十四年法律第三十八号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第十号）第五十五条第一項において準用する場合に限る。）の許可
- 十三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十二年法律第九十八号）第二十五条第一項の承認
- 十四 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四十五号）第三十四条第一項の承認
- 十五 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和三十九年法律第十号）第五条第一項ただし書の許可及び同法第三十八条第一項の承認
- 十六 都市再開発法第七条の四第一項及び第六十六条第一項の許可
- 十七 港湾法（昭和三十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第四号に係る同項の許可
- 十八 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可
- 十九 農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の許可
- 二十 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文及び第十二条第一項の許可
- 二十の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二百五条第一項の許可
- 二十一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項の許可並びに同法第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づく条例の規定による処分
- 二十二 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可
- 二十二の二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項の許可
- 二十三 海岸法（昭和三十二年法律第一百号）第八条第一項の許可
- 二十三の二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二十三条第一項、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項の許可
- 二十四 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条第一項（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分
- 二十五 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第十八条第一項及び第四十二条第一項の許可
- 二十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可
- 二十六の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項及び第十七条第一項の許可

二十七 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可

二十八 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第九十一条第一項の許可

二十九 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十八条の三第一項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の許可

三十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項及び第二百五条第一項の許可、同法第四十五条第一項及び第二百二十八条第一項の規定に基づく制限として行う処分並びに同法第四百三十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四百三十二條第二項の規定に基づく条例の規定による処分

三十一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第一項ただし書（同法第五十五条の二第三項若しくは第五十六条の三第二項又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七條第二項において準用する場合を含む。）の承認

三十二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十一条の二十九第一項の許可